

# 青森県報

号外第六十一号

令和八年  
五月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 人事委員会

- 人事委員会規則二二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則……………（事務局）…一
- 人事委員会規則一三三八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………（同）…二
- 人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則……………（同）…二
- 人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則……………（同）…三

## 人事委員会

人事委員会規則二二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を次のように改正する。

第二章の章名を次のように改める。

### 第二章 文書の取扱い及び行政文書等の管理

第五条の見出し中「及び配布」を削り、同条中「事務局に到着」を「事務局が收受」に、「次の各号に掲げる手続きによつて処理」を「文書管理システム（電子計算機（入出力装置を含む。）を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、移管、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）により登録」に改め、同条各号を削る。

第六条第三項中「文書処理簿」を「文書管理システム」に改める。

第七条中「それぞれの種類別に番号簿（法規文書については第四号様式、令達文書及び告示文書については）を」規則にあつては規則番号簿（第四号様式）により、指令及び達にあつては文書管理システムにより、告示にあつては告示番号簿（）に、「あつては」を「あつては」に改める。

第八条を次のように改める。

（文書の取扱い及び行政文書等の管理）

第八条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては青森県文書取扱規程（令和八年三月青森県訓令甲第八号）の例により、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等については青森県行政文書等管理規程（令和八年三月青森県訓令甲第九号）の例による。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第一号様式から第三号様式まで 削除

第五号様式を次のように改める。

### 第5号様式

#### 告示番号簿

月 日	番 号	件 名	あて名又は住所氏名	主務グループ	備 考

注1 備考欄には、県報登録されたものについては県報登録の番号、年月日等その他必要事項を記入する。

2 規格はA4判横長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。附則に次の一項を加える。

（令和八年度における特別休暇の特例）

9 令和八年六月一日から令和九年三月三十一日までの間における第十二条第一項第十九号の規定の適用については、同号中「一の年の六月から十月までの期間」とあるのは、「令和八年六月から同年十月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると任命権者が認める職員にあつては、同年六月から令和九年三月までの期間）」とする。

附則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項第三号中

「二 副参事（課又は室の人事事務等を主として担当するものに限る。）

ホ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。）を

ヘ 総括主幹（部の組織又は人事に関する事務を担当するものに限る。）

「二 室長代理

ホ 副参事（課又は室の人事事務等を主として担当するものに限る。）

ヘ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。）

ト 総括主幹（部の組織又は人事に関する事務を担当するものに限る。）

改め、同項第八号中

「イ 総括副参事

ロ 課長代理 」「イ 課長代理 」「イ 総括財政主幹 」「ロ 総括財政主幹 」「ハ 財政主幹 」「

ニ 財政主幹 」「

「二 主査（ハの事務を主として担当するものに限る。）を

「二 指導主事（ハの事務を主として担当するものに限る。）

ホ 主査（ハの事務を主として担当するものに限る。） 」「」に改め、同項第七号中

「ト 主幹（ロの事務を担当するものに限る。）

チ 主査（ロの事務を担当するものに限る。） 」「」を

「ト 総括主幹専門員（ロの事務を担当するものに限る。）

チ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。）

リ 主査（ロの事務を担当するものに限る。） 」「」に改める。

別表第二号の表県外事務所の項中「所長」を「本部長」に、「次長」を「副本部

長」に改め、同表三内丸山遺跡センターの項に次の一号を加える。

三 総務課長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一弘前市の項中「除く。」の下に「、参事」を加え、「予算担当」、法務文書係長」を「予算、庁舎管理担当」、法務文書係長、秘書係長」に改め、「総括主査（人事担当）」の下に「、主査（人事担当）」を加え、

「 監査委員事務局 事務局長 を 監査委員事務局 事務局長、理事 に改め、同表

八戸市の項中「農業経営支援センター」を「農業生産振興センター」に改め、同表黒石市の項中「予算担当」、主幹（を「秘書、予算担当」、室長補佐、主幹（人事、」に、「文書係長、財産管理係長、秘書係長、職員係長」を「行政総務係長、職員係長、秘書係長、財産管理係長」に改め、同表十和田市の項中「秘書係長、管財係長」を「資産管理係長、秘書係長」に改め、同表三沢市の項中「参事、課長、課長補佐（法規、人事、秘書、事務管理、予算、庁舎管理担当）、文書法規係長、給与厚生係長、人事戦略係長、秘書係長、行革推進係長、財政係長、公共施設マネジメント係長」を「課長、室長、文書法規グループリーダー、人事戦略・給与厚生グループリーダー、秘書グループリーダー、DX・行革推進グループリーダー、財政グループリーダー、財産用地・検査グループリーダー、総括主幹（庁舎管理担当）、主査（法規、人事、秘書、行政管理、予算、庁舎管理担当）」に、「教育部長、参事」を「教育部長」に改め、

出先 機関 学校給食センター 所長

を削り、同表平川市の項中

「 議会事務局 事務局長 を 議会事務局 事務局長、事務局次長 に改め、同表お

いらせ町の項中「総務課課長補佐」の下に「（人事担当）」を、「予算担当）」の下に「、保健師長」を、「総看護師長」の下に「、看護師長」を加え、同表大間町の項中「総務課課長補佐（人事担当）」を「総務課副参事」に改め、同表黒石地区清掃施設組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭